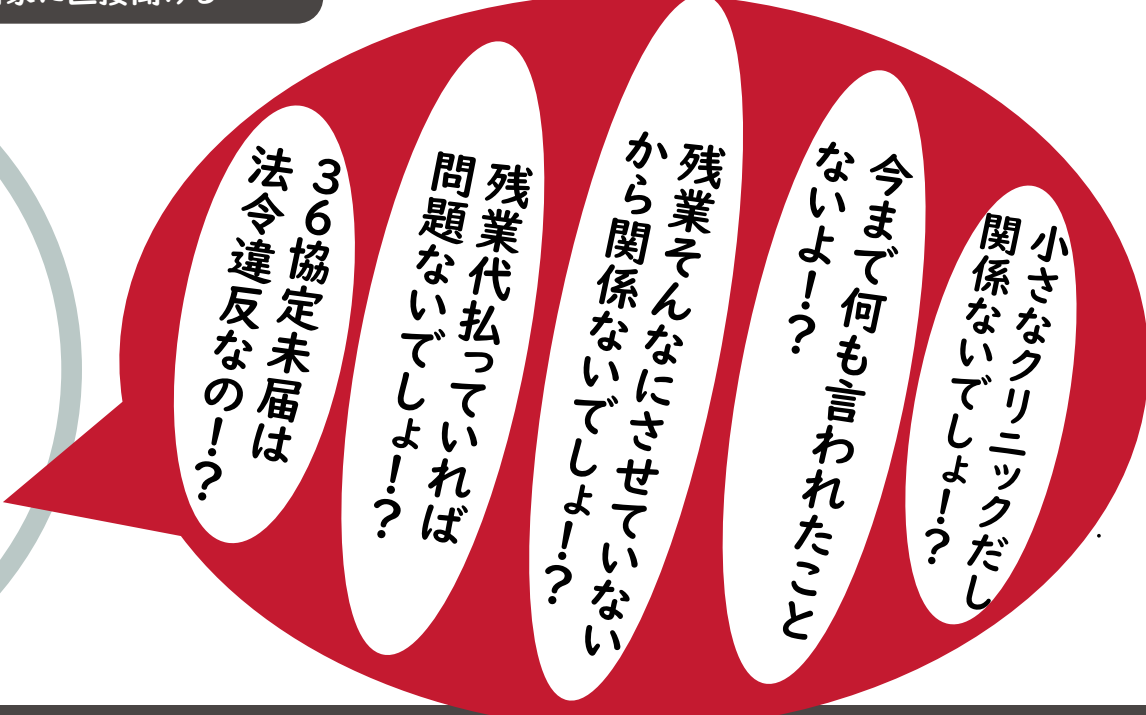


体験型セミナーだから”その場”で
「質問」「不明点」が専門家に直接聞ける

従業員20人未満のクリニック対象



36協定未届は
法令違反なの!?

残業代払ってれば
問題ないでしょ!?

残業そんなにさせていない
から関係ないでしょ!?

今まで何も言われたこと
ないよ!?

小さなクリニックだし
関係ないでしょ!?

働き方改革：時間外労働の上限規制と36協定との深い関係

残業時間の正しい考え方を学び

自社に合った働き方を36協定へ反映させる

従業員へ残業させる場合、残業手当とは別に「**時間外労働・休日労働に関する協定書**（いわゆる36（サブロク）協定）」を締結して、労働基準監督署へ届出することが**法律で義務化**されています。
*届出を怠ると届出義務違反になります！**こんなケースに心あたりありませんか？**（例）月～金/1日（8時間）＋土曜日半日勤務＝44時間/1週間→土曜日は残業発生⇒残業代未払いの可能性もあり！
最近、厚生労働省より「監督指導による賃金不払残業是正報告書（平成31年/令和元年）」では、1企業あたりの支払われた割増賃金額の平均額**611万円**という驚きの発表もありました。昨年4月には、賃金請求権の**消滅時効期間が2年から5年（当分の間は3年）へ延長**され、もし、未払残業がある場合、その金額はもっと増えると考えられます。「知らなかった」「うちには関係ないと思っていた」では済まされません。

6月17日(木) 5,000円
10:00 ▶ 11:30

お申込みはこちら
imcsr.jp/semnar.php



社会保険労務士
講師：川本 真由美

【お問合せ】 社会保険労務士法人CWM総研 TEL 048-871-9868

さいたま市大宮区吉敷町4-93-5大宮教育会館3F

【お申込み】 FAXはこちらへ ⇒ 048-871-9869 ✉roumu@imc-sr.jp

会社名				○を付けて下さい
役職		氏名		会場で参加 当社セミナールーム
TEL		FAX		オンラインで参加 (ZOOM)
E-mail		@		当日受講が難しい 後日別日程をご連絡致します。